

●問い合わせ

連載「人権シリーズ」
輝く人権

●問い合わせ
役場人権推進課人権推進係
☎ 096(293)0863

■部落差別をはじめあらゆる差別をなくす「第53回熊本県人権教育研究大会」が開催されました

10月18日(土)、19日(日)にわたって、荒尾市総合文化センターを中心に開催されたこの大会は「部落差別の現実から深く学び、人間を尊敬し、人と結び、豊かな関係に高める教育の営み」をテーマとして開催される県内最大規模の教育研究集会です。

主催する熊本県人権教育研究協議会は、1971年の設立以来、長年にわたり「同和」教育・人権教育、啓発活動の推進に重要な役割を果たしています。

大会は、県内各地で持ち回りで開催され、2,000人を超える教職員、行政職員、住民、PTA関係者などが参加します。

今年も50本を超える人権教育の実践報告が行われ、参加者は具体的な取り組み(事実と実践)から学びを得てきました。今回、町からも大津小平川由有子先生、護川小米田久美子先生の2人が日頃の実践を報告しました。

参加した町役場職員・教職員からは次

の感想がありました。

○進路保障の分科会では、報告者も子どもたちも自分を見つめ語ることで、進路を切り拓いていくという各々の報告で深い学びができた。

○人権教育は相手を理解するだけでなく、自分自身の生き方や価値観を見つめ直す機会であるとともに、正しい知識を学び続ける姿勢が大切だと改めて感じた。

○「自分事」として考えることが大切だと感じた。「自分で開いて自分を語ることで人は繋がること」ができ「みんな違って、みんないい」と個性を大事にお互いを認め合うことで、少しずつ明るい今、明るい未来に繋がると感じた。

なお、大津小平川先生は11月に開催された第76回全国人権・同和教育研究大会で県の代表として発表されました。

この他にも、県内で開催された部落解放熊本県研究集会や、九州管内で開催される人権の大会に多くの職員が参加し、県内・九州管内の人権教育・啓発の取り組みについて学んでいます。

気をつけたい！ 冬の『子どもの感染症』

冬に流行する感染症を知り、予防して元気に年末年始を過ごしましょう！

呼吸器感染症	症状 / 特徴
インフルエンザ	○A型：38度以上の発熱、咳、頭痛、関節痛、筋肉痛など ○B型：A型と同様の症状、腹痛、下痢など
RSウイルス	○発熱、咳、鼻水／乳幼児に多く感染
感染性胃腸炎	症状 / 特徴
ノロウイルス(11月～2月)	●突発的な嘔吐、下痢、発熱／感染力が非常に強い
ロタウイルス(1月～4月)	●突発的な嘔吐、下痢、発熱、便の白色混濁／乳幼児に多く感染

主な感染経路

- ①飛沫感染 咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込む。
- ②接触感染 ウイルスが含まれる水痘の内容物や便、ウイルスのついたおもちゃ、タオルに触れて、口などからウイルスを取り込む。

【感染予防】

1. こまめな手洗い・うがい
2. トイレやおむつ交換後は必ず手洗い
ウイルスが付着している場合があります
3. 定期的な換気
4. 予防接種を受ける

わくわく 子育て 78

子育てイベント情報チラシで最新情報をゲットしよう！

子育てカフエ(月1回、無料・要予約)
保健師や保育士などが対応します。
気軽にお越しください！

日時 12月 25日(木)
10:00～15:30
場所 町老人福祉センター
協力 NPO法人ペアレントネットワーク
申込 電話または二次元コード
役場子育て支援課 ☎ 096(293)5981

毎日チャレンジ！
お子さんと一緒に20秒くらいで終わる歌を歌いながら、楽しくしっかり手洗い♪

もしもしかめよ♪
かめさんよ♪

健康保険課だより 知っているようで意外と知らない 「こども医療費助成制度」と「適正受診」を OXクイズで確認してみましょう！

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎ 096(293)3114

Q1 こども医療費助成制度は、0歳から高校生までが対象である。

Q2 こども医療費助成制度は、すべての医療機関でこども医療受給者証の使用ができる。

Q3 こども医療費助成制度は、町民が納めた税金で賄われている。

Q4 「適正受診」とは、できるだけ病院に行かないようにすることである。

Q5 「セカンドオピニオン」は重複受診と同じ意味である。

Q6 軽い症状でも夜間や休日の救急外来を利用したほうがよい。

Q7 休日や夜間に子どもの体調で困ったときは、「こども医療電話相談(#8000)」が利用できる。

Q8 インフルエンザや新型コロナの予防には、マスク・手洗い・手指消毒が効果的。

正解はこちら

Q1の答え ○ 高校3年生相当年齢までが対象です。

Q4の答え ✗ 症状に応じて受診を見直す取り組みで、医療機関の受け入れ態勢を整え、必要な人が必要な時に安心して医療を受けられるようにするものです。

Q7の答え ○ こども医療電話相談 電話番号 #8000 受付時間 平日 午後7時～翌朝8時 土曜日 午後3時～翌朝8時 日・祝日 午前8時～翌朝8時 ● I P電話電話などからは ☎ 096(364)9999

Q2の答え ✗ 入院や県外受診、マイナ保険証を提示しなかった場合は、こども医療受給者証は使えません。一度自己負担分を支払い、受診月から1年以内に役場健康保険課で払い戻し請求が必要です。県内の医療機関で外来受診する場合は、マイナ保険証(または資格確認書)とこども医療受給者証の提示で自己負担はありません。

Q5の答え ✗ 別の医師の意見を聞くことです。「セカンドオピニオン」を活用することで自分に最適な治療法を選択する可能性を広げることができます。

Q6の答え ✗ 診療時間内の受診がおすすめです。休日や夜間の受診では、医療費が高くなるだけでなく、緊急搬送された人などの治療の妨げになります。

Q3の答え ○ こども医療費助成制度の費用は、県からの補助金が1割程度で、ほとんどは町税で賄われています。助成金額は年々増加しているので、医療費を抑制するために、適正な受診にご協力ください。

町こども医療費助成制度について詳しくはこちら▶